

三鷹市の公共施設等における撮影等受入基本方針

平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 この基本方針は、三鷹市が所有又は管理する施設及び財産等（以下「公共施設等」という。）を映像制作の撮影地等として活用することを支援し、映像作品を通じて三鷹市の魅力を広く発信するための基本的事項を定め、三鷹市のイメージアップ、地域の活性化及び観光の振興を図ることを目的とする。

(受入基準)

第 2 三鷹市は、撮影業者等が次に掲げる受入基準を遵守することを条件に撮影等を受入れることとする。

- (1) 制作する映像作品の内容が法令・公序良俗に反しないこと。
- (2) 特定の宗教又は政治的信条・活動の宣伝を目的としないこと。
- (3) 三鷹市のイメージを著しく低下させないこと。
- (4) 市民等に迷惑、危険等が及ばないように安全確保の措置を十分に講じること。
- (5) 公共施設等の撮影及び使用許可については、審査及び手続に十分な期間を有すること。
- (6) 公共施設等管理者の指示する事項を遵守すること。

(撮影業者等との総合調整)

第 3 撮影業者等との総合調整は、特定非営利活動法人みたか都市観光協会が設置した三鷹フィルムコミッションが行うこととする。

(使用料)

第 4 撮影等に伴い、公共施設等の一部又は全部を使用する場合は、当該公共施設等の関連条例、規則等の規定に従い使用料を徴収する。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(現場管理)

第 5 撮影等に当たり、適切な現場管理を行うため、公共施設等管理者又は三鷹フィルムコミッションのいずれかが立ち会うものとする。ただし、必要に応じて両者が立ち会うことを妨げない。

(その他)

第 6 この基本方針に定めるもののほか、公共施設等における撮影等の受入れに関して必要な事項は、市長が別に定める。